

# キャリアアップ助成金(有期実習型訓練)計画変更届

労働局長 殿

提出日 平成 年 月 日

標記について、次のとおり提出します。

1 事業主	所在地 (〒 )	所在地 (〒 )
	名称 代表者氏名	名称 代表者氏名
印		印
2 事業所	所在地 (〒 )	3 雇用保険適用事業所番号
	名称	4 労働保険番号
	電話番号	5 企業の主たる事業 <input type="checkbox"/> 小売業(飲食業を含む) <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> その他( )
6 企業の資本の額又は出資の総額	万円	7 企業全体の常用雇用する労働者数
		8 企業規模 <input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業
9 訓練コースの名称	10 受講予定者 人	
11 訓練の実施期間	初日 年 月 日	最終日 年 月 日
12 総訓練時間数	A: 訓練全体の実施時間数	B: 座学等(OFF-JT)の実施時間数
	時間 分	時間 分
	時間換算【 時間】 少数第3位四捨五入	時間換算【 時間】 少数第3位四捨五入
13 座学等(OFF-JT)を実施する教育訓練機関	名称	所在地 (電話番号 - - )
	名称	所在地 (電話番号 - - )
14 有期実習型訓練の目標		15 有期実習型訓練を修了した場合における能力評価の方法 (記入不要)
16 訓練指導を担当する者の職名及び氏名		17 訓練指導責任者の職名及び氏名
18 評価を担当する者の職名及び氏名		19 評価責任者の職名及び氏名
20 有期実習型訓練の修了時における労働契約の更新等の取扱い及び当該取扱いに係る基準		21 有期実習型訓練の内容の対象職業能力形成促進者への明示方法
22 座学等(OFF-JT)に係る受講予定者の費用負担		23 有期実習型訓練の内容 (記入不要)
24 訓練受講予定者の雇用形態等		別添添付書類のとおり (当該有期実習型訓練に係る訓練内容が確認できる書類(訓練カリキュラム)を添付してください。)
25 キャリアアップ計画の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
26 届出に関する担当者	所属	※ 変更する欄のみ記入し、変更しない欄には記載しないでください。
	氏名	
	電話番号 - -	
	FAX - -	
27 ジョブ・カードセンターへ本届の写し(添付書類も含む)を送付する		※労働局処理欄
<input type="checkbox"/> はい(送付先 センター)		
<input type="checkbox"/> いいえ		
28 計画届の受付番号		受理印
29 変更手続きを行う理由		

※ 裏面にも記入してください。

**有期実習型訓練実施計画の確認事項** (※窓口で手続する前に、必要事項を記入し、☑をつけてください。)

①訓練を実施する期間は、3ヶ月以上6ヶ月(資格取得等、特別な理由がある場合は1年)以下である。

訓練期間 (a) 月と (b) 日

---

②訓練の総時間数は、訓練期間6ヶ月あたりで425時間以上である。

※下の計算により、(c)の時間数が、(c')の時間数を上回る必要があります。

総時間数 (c) 時間 (= (d) + (e))	(c) 時間 ≥ (c') 時間
(OJT : (d) 時間、 OFF-JT : (e) 時間)	
上記①の訓練期間より (a) 月 ÷ 6 × 425 = (a') 時間	} (a') + (b') の合計時間 = (c')
(b) 日 ÷ 182.5 × 425 = (b') 時間	
	(c') 時間

---

③OJT(実習)時間数の占める割合は、総時間数の1割以上9割以下である。

$$\frac{\text{OJT(d) 時間}}{\text{総時間数(c) 時間}} \times 100 = \text{(f) \%}$$

---

④ジョブ・カード様式4(評価シート)は、汎用性がある評価基準から引用されている。

※ジョブ・カード様式4(評価シート)の「Ⅲ技能・技術に関する能力(2)専門的事項」の評価基準項目は、以下のいずれかが出所(複数採択可)となっている項目数が、全体の半数以上設定されている必要があります。

- 1) 「モデル評価シート」/厚生労働省・中央職業能力開発協会
- 2) 「職業能力評価基準」/厚生労働省・中央職業能力開発協会
- 3) 「日本版デュアルシステム訓練修了後の評価項目作成支援ツール」/ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 4) 技能検定その他の公的資格制度(技能照査含む)における試験基準/(試験等: \_\_\_\_\_)
- 5) 「実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度」/内閣府
- 6) 業界団体等が当該職種に関する分析を通じて作成した企業横断的な評価基準/(団体名: \_\_\_\_\_)

---

⑤Off-JT(座学)を行う機関は、次のいずれかに該当する訓練を実施するものである。(該当する項目全てに記入)

- ア) 事業主以外の設置する施設に依頼して行われる教育訓練(講師の派遣も含む)
- イ) 認定職業訓練(都道府県知事が認定する職業訓練)を行う施設で行うもの
- ウ) 事業主自らが行うものであって、訓練を行う上で必要と認められるオリエンテーション又は能力評価(上限は合わせて10時間)
- エ) 事業主自らが行うものであって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者(当該分野の職務に係る実務経験が通算して概ね5年以上の方など)により実施される職業訓練

※エを選択する場合には、別途確認書類を提出する必要があります。

※1 13欄の類型 (以下のアからエまでのいずれかの類型を選択し、該当する項目に☑をつけてください。)

- ア 事業主以外の設置する施設に依頼して行われる教育訓練(講師の派遣も含む)
- イ 認定職業訓練(都道府県知事が認定する職業訓練)を行う施設で行うもの
- ウ 事業主自らが行うものであって、訓練を行う上で必要と認められるオリエンテーション又は能力評価(上限は合わせて10時間)
- エ 事業主自らが行うものであって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者(当該分野の職務に係る実務経験が通算して概ね5年以上の方など)により実施される職業訓練

※ エを選択する場合は、「専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者」であることが確認できる書類を添付してください。

※2 有期契約労働者等は、次のア又はイのいずれかに該当する者です。

- ア 期間の定めのある労働契約を締結する者 (aの短時間労働者及びbの派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。)
  - a 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条において規定される短時間労働者(同一の事業所に雇用される通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い者をいう。)
  - b 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条において規定される派遣労働者
- イ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者(その雇用する事業所の就業規則等に基づく長期雇用を前提とした待遇(賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格等)等を受けている労働者(aの短時間労働者又はbの派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、その雇用する当該事業所の正社員待遇を受けているものを含む。)を除く。)

※3 有期実習型訓練の対象者は、以下に該当する者です。

有期契約労働者等であって、登録キャリアコンサルタント(※1)によるキャリア・コンサルティングを受けた結果、職業能力形成機会に恵まれなかった者(以下の①から④のいずれかに該当する者をいう。)と認められ、安定的な雇用に就くために有期実習型訓練に参加することが必要であると認められ、ジョブ・カードの交付を受けた者(※2)

- ① 過去5年以内に概ね3年以上継続して訓練を実施する分野で常用雇用されたことがない者
- ② 半年以上休業していた者
- ③ 従事していた労働が単純労働であって体系立てられた座学の職業訓練の受講経験が全くない者
- ④ その他過去の職業経験の実態等から、該当すると認められる者

※1 ジョブ・カード講習の受講等により、ジョブ・カードを交付することが認められた者として、厚生労働省又は厚生労働省の委託を受けた団体に登録されたキャリア・コンサルタント。

※2 新規学卒者(学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに国、地方公共団体及び独立行政法人の設置する大学を卒業した後、訓練開始日において3月を経過していない者)はジョブ・カード様式第4号を除き省略できる。

**※ 本別紙は提出時に添付する必要はありません。**

提出上の注意

この届出は、変更に関する次の書類を添えて届出事業主の事務所の所在地を管轄する管轄労働局に提出してください。

- 1 ジョブ・カード様式4 (評価シート)
- 2 様式第4号による訓練カリキュラム
- 3 OFF-JTの講師要件を確認する書類 (OFF-JTを事業主自ら行う場合のみ添付)
- 4 その他管轄労働局長が必要と認める書類

記載上の注意

- 1 各欄ともこの訓練実施計画の届出日における現況を記載してください。
- 2 5欄は、該当する業種の欄に☑をつけ、「その他」の場合には( )内に具体的な業種を記載してください。(事業の区分は、日本標準産業分類(総務省編)に基づきます。)
- 3 6欄は、企業の資本金又は出資の総額を記載してください。
- 4 7欄は、この届出を提出する企業全体の常時雇用する労働者数を記載してください。「常時雇用する労働者」とは2ヵ月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるものをいいます。
- 5 8欄は、該当する企業規模に☑をつけてください。中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業(飲食業を含む)	資本額又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が50人以下
サービス業	〃 5,000万円以下、又は 〃 100人以下
卸売業	〃 1億円以下、又は 〃 100人以下
その他	〃 3億円以下、又は 〃 300人以下

- 6 11欄の「訓練の所要期間」欄は、初日の翌月以降の応当日の前日までを1月として月数を記載し、1月に満たない期間が生じる場合は、応当日から最終日までの日数を記載してください。  
(例) 初日が4月15日で最終日6月30日の訓練の場合の所要期間は2月16日  
(算出方法)  
初日の翌月以降の応当日と(所要月数): 5月15日、6月15日(2月)  
1月に満たない期間と(日数): 6月15日から6月30日まで(16日)
- 7 12欄の「時間換算【 時間】」の欄には、実施時間数を時間単位で記載します。「170時間30分」のように実施時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直し、「170.5時間」と記載してください。なお、「20分」のように、時間単位に換算するときに割り切れない数字は、小数点第三位で四捨五入してください。(20分の場合は0.33時間になります。)
- 8 24欄は、訓練受講予定者の雇用形態等について、該当する欄に☑をつけてください。
- 9 26欄は、本届出に関し、労働局と質疑が可能な方を記載してください。
- 10 27欄は、ジョブ・カードセンター(ジョブ・カードサポートセンターを含む。以下同じ。)による支援を受けている場合、「はい」に☑をつけ、ジョブ・カードセンター名を記載してください。
- 11 28欄は、変更前に確認を受けた「キャリアアップ助成金(有期実習型訓練)計画届」の受付番号を記載してください。
- 12 29欄は、訓練の実施途中の段階で、訓練受講者を正社員に移行させることの見極めが困難であるとの判断により、実施期間を延長する場合は、その理由や訓練の実施状況等を上記に記載してください(別紙可)。また、訓練受講者に対して一方的な変更を行わず、改めて本人に同意を得るなどの適切な措置が必要ですので、その旨が確認できる書類(雇用契約書等)を添付してください。
- 13 その他、13欄から23欄において、記載すべき内容や分量等に応じて、当該内容を他の書類で確認できる場合は、別紙としてそれらの書類に代えることができます。

その他

- 1 以下の①から③までのいずれかに該当する場合、本変更届を提出する必要はありません。
    - ① 10欄の受講予定者数を変更する場合。
    - ② 11欄の訓練の所要期間を変えずに、訓練の初日及び最終日を変更する場合。
    - ③ 12欄のOJT及びOFF-JTのそれぞれの総実施時間を変えずに、科目(訓練カリキュラムの職務名又は教科名をいう。)の実施時間を変更する場合。
  - 2 訓練に付随する内容については原則、助成対象といたしません。また、次の①から③までは助成対象となる訓練時間数から除外します。
    - ① 合計10時間を超える開講式、閉講式、オリエンテーション
    - ② 昼食等の食事を伴う休憩時間
    - ③ 1日1時間を超える小休止
  - 3 同一の対象労働者に対する有期実習型訓練の支給申請回数は1回となります。
  - 4 有期実習型訓練の対象労働者に対して、同一の年度に一般職業訓練を実施することはできません。
  - 5 公的な職業訓練終了後6ヶ月以内の者は有期実習型訓練の対象者となりません。
  - 6 国や都道府県から補助金を受けている施設の訓練の受講料は、原則、助成対象となりません。  
(例) ・認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている訓練の受講料  
・都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料 等
- ※1 「有期実習型訓練」とは、有期契約労働者等を正規雇用に転換することを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせて実施する職業訓練であって、労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。
- ※2 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。
- ※3 「OJT」とは、適格な指導者の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。